

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年3月7日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「(1) 任命発令伺（兼発令依頼書（平成29年度、30年度、31年度分））、(2) 履歴書（平成29年1月30日作成分、令和元年12月16日現在分）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容
 - (1) 任免発令伺（兼発令依頼書）（平成29年度、30年度、31年度分）
 - (2) 履歴書（平成29年1月30日作成分、令和元年12月16日現在分）
- 2 不開示とした部分
市職員の生年月日、現住所、電話番号、学歴、経歴等に関する情報

第3 審査請求の趣旨及び理由

公文書一部開示決定通知書の処分の取り消し

- 1 日時及び場所の記載がない。

鹿児島市情報公開条例第11条第1項に「実施機関は開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を速やかに書面により通知しなければならない。」の記載がある。よって、日時及び場所を通知しなければならないことは義務である。
- 2 「決定通知書の注意書きには「上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」との記載があり」とのことだが、打ち合わせも全くできない状況にさせていたのは、鹿児島市の職員であり、審査請求人が譲歩して申出した内容を無視していたことは事実である。
- 3 応対した職員は、審査請求人を見下すような発言がみられた。その職員は、行政文書の開示につき、審査請求人の申し出を拒否する根拠を審査請求人が求めたことに対して、拒否した。
- 4 他方、審査請求人が、他の職員に同様な日時を打ち合わせたことにつき応じて頂いた。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

鹿児島市情報公開条例第11条第1項は、その後段で、書面により通知する内容として、決定した旨並びに開示を実施する日時及び場所とを分けて記載しており、このことは開示日時と場所が、決定の内容とは異なるものであることを示している。

また、決定通知書の注意書きには「上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」との記載があり、開示日時と場所が、決定内容に影響を与えるものでないことを示している。

そうすると、仮に本件処分が取り消されたとしても、再び同様の処分が行われるだけであり、本件審査請求手続きによって、審査請求人が回復すべき法律上の利益はない。したがって、日時及び場所の不記載を理由とした本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、道路管理課所属の道路相談員に係る平成29年度、30年度、31年度の任免発令伺（兼発令依頼書）（平成29年度、30年度、31年度分）及び平成29年1月30日作成分、令和元年12月16日現在分の履歴書（平成29年1月30日作成分、令和元年12月16日現在分）である。

(2) 一部不開示とした部分について

市職員の生年月日、現住所、電話番号、学歴、経歴等に関する情報について条例第7条第2号に該当するとして不開示としていることから、以下この点について検討する。

ア 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

イ 不開示とした部分は、市職員である当該道路相談員の生年月日、現住所、電話番号、学歴、経歴等に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり（決定通知書では当該情報を「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」ものとしているが、当該情報はそれ自体で特定の個人を識別することができるものである。）、かつ、当該情報がその職務の遂行に係る情報ではないため、条例第7条第2号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3のとおり、本件一部開示決定通知書において、開示の日時及び場所が記載されていなかったことを理由として本件一部開示決定の取消しを求めていることから、以下この点について検討する。

実施機関が主張するとおり、鹿児島市情報公開条例第11条第1項は、その後段で、書面により通知する内容として、決定した旨並びに開示を実施する日時及び場所とを分けて記載している。このことは開示日時と場所が、開示請求に対してなされた決定の内容には含まれない別個のものであることを示しており、開示日時と場所は、全部開始、一部開示、不開示といった決定の内容に影響を与えるものでない。

したがって、審査請求人が主張する理由は、本件一部開示決定を取り消すべき理由にはならない。

その他本件処分が違法又は不当であるべき事情はない。

(4) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和2年11月20日	実施機関からの諮問を受けた。
令和3年1月26日 (第5回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。